

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式関東  
財務局接受

5.11.21

税証第

## 【表紙】

【提出書類】(2)	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 和仁亮裕
【住所又は本店所在地】(3)	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号 赤坂2・14 プラザビル 三井安田法律事務所
【報告義務発生日】(4)	平成15年11月10日
【提出日】	平成15年11月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



## 第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	昭和電線電纜株式会社
会社コード	5805
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	神奈川県川崎市川崎区小田栄2丁目1番1号

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(英国の有限責任株式会社)
氏名又は名称	ジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッド (GLG Partners Limited)
住所又は本店所在地	英国E14 5JJ ロンドン、アッパー・バンク・ストリート10 (10 Upper Bank Street, London E14 5JJ, England)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	2000年1月6日
代表者氏名	フィリップ・ジャブル/ノーム・ゴッツマン
代表者役職	取締役
事業内容	投資運用業務

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14番32号 赤坂2・14 プラザビル 三井安田法律事務所 弁護士 和仁亮裕
電話番号	03-3224-0020

## (2) 【保有目的】(9)

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	0	0	17,842,000
新株引受権証書 (株)	A 0	—	G 0
新株予約権証書 (株)	B 0	—	H 0
新株予約権付社債券 (株)	C 0	—	I 0
対象有価証券カバードワラント	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計 (株)	M 0	N 0	0 17,842,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 17,842,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 15 年 6 月 27 日現在)	S 217,966,570
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	8.19%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	該当なし

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 15 年 11 月 10 日	株券	17,842,000	取得	140 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

提出者は、2000 年 3 月 3 日に英国の 1907 年有限責任組合法 (Limited Partnership Act 1907) に基づき設立された英国リミテッド・パートナーシップ、ジー・エル・ジー・パートナーズ・エル・ピー (GLG Partners LP) (以下、「エル・ピー」という。) のジェネラル・パートナーとして本報告を提出する。ジェネラル・パートナーは同法に基づき本報告を提出する権限を有する。エル・ピーは複数のファンドの運用業務を行っており、その所在地は、英国 W1J 5HB ロンドン、カーゾン・ストリート 1 である。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	2,497,880 (エル・ピーが運用する顧客の資金)
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,497,880

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						



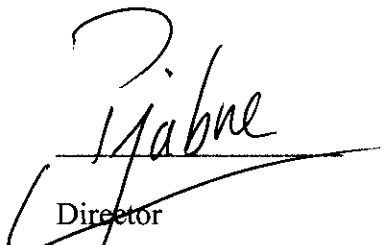
**GLG PARTNERS LIMITED**  
**10 Upper Bank Street**  
**London E14 5JJ**

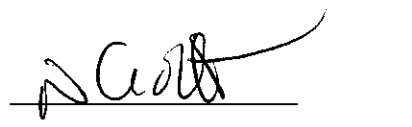
**POWER OF ATTORNEY**

**KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS** that GLG Partners Limited, a company organised and existing under the laws of England and Wales, and having its registered office located at 10 Upper Bank Street, London E14 5JJ, England, does hereby constitute, designate and appoint Mr. Akihiro Wani, attorneys-at-law of Mitsui, Yasuda, Wani & Maeda, with his office at Akasaka 2.14 Plaza Bldg., 14-32, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name and place of GLG Partners Limited in Japan for the following purposes:-

1. To prepare, execute and file and generally to represent GLG Partners Limited in connection with the preparation, execution and filing of reports required under Chapter 2-3 (Disclosure of Large Shareholding) of the Securities and Exchange Law of Japan with Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan;
2. To prepare, execute and file amendments to the said reports;
3. To receive from Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan any and all notices, orders, communications and other documents addressed to GLG Partners Limited pertaining to the said reports;
4. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted; and
5. To appoint one or more sub-attorney to act on its behalf with respect to all the powers granted hereinabove.

Dated the 14th day of November, 2003.

  
Director  
PHILIPPE JABRE

  
Director  
NOAM GOTTESMAN

(訳 文)

ジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッド

英国 E14 5JJ、ロンドン  
アッパー・バンク・ストリート 10

委 任 状

イングランド及びウェールズの法律に基づき設立され存続する会社で、英国 E14 5JJ、ロンドン、アッパー・バンク・ストリート 10 に本店を有するジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッドは、本書により（〒107-0052）日本国東京都港区赤坂二丁目 14 番 32 号赤坂 2.14 プラザビルに事務所を有する三井安田法律事務所の弁護士和仁亮裕を、下記の目的のために、日本においてジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッドの名において同社を代理する権限を有し、且つ、復代理人の選任および解任権を有する適法な代理人として任命する。

1. 財務省関東財務局局長に対し提出すべき証券取引法第二章の三（株券等の大量保有の状況に関する開示）に基づく報告に関して、これを作成し、署名し、提出を行い、かつ一般にジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッドを代理すること。
2. 上記の報告の訂正を作成し、署名し、かつ提出すること。
3. 財務省関東財務局局長より当該報告に関するジー・エル・ジー・パートナーズ・リミテッド宛の通知、命令、連絡およびその他の書類を受領すること。
4. 本書において授権された前記代理権の遂行に必要なまたは付随するその他すべての行為をなすこと。
5. 上記において授権された代理権に関し、その代理人として行為する単数または複数の復代理人を任命すること。

2003 年 11 月 14 日

(署 名)

フィリップ・ジャブル  
取締役

(署 名)

ノーム・ゴッツマン  
取締役